

SAICM国内実施計画の策定について（案）

平成 24 年 3 月 27 日

I. SAICM 国内実施計画の策定に当たっての考え方

1. 計画の構成等について

- SAICM の世界行動計画の 36 領域・273 項目（参考資料参照）のうち我が国にとって重要と考えられる項目について絞り込みを行い、絞り込まれた項目を大括り化して今後の取組を記載することとしてはどうか。ただし、絞り込みの結果、SAICM 国内実施計画に含まれないこととする事項については、その理由について整理しておくことが必要ではないか（例：領域 11「ガソリン中の鉛」については、我が国は無鉛化を実施済み）
- SAICM 国内実施計画は、環境基本計画を踏まえつつ、我が国の SAICM 実施に係る具体的な施策を盛り込んだものとしてはどうか。具体的には、第四次環境基本計画の重点分野「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」（資料 2 参照）を踏まえつつ、具体的に盛り込むべき施策を検討してはどうか。
（参考）環境基本法第 15 条第 2 項において環境基本計画は「環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱」を定めることと規定されている。
- SAICM 世界行動計画に含まれるが第四次環境基本計画には含まれない分野については、
 - SAICM 国内実施計画に含める場合は、新たに記述振り及び記述の位置等を検討してはどうか（例：労働安全衛生、有害家庭用品規制等）
 - SAICM 国内実施計画に含めない場合は、その理由について、整理しておくことが必要ではないか。（例：領域 11「ガソリン中の鉛」については、我が国は無鉛化を実施済み（再掲））
- 中長期的に取り組む事項については、「今後検討すべき課題」（本資料 5 ページ）として、事項名や、可能な場合にはその概略を国内実施計画の記述に盛り込むこととしてはどうか。

2. 策定主体について

- SAICM 関係省庁連絡会議で合意されているとおり、計画は原則として政府を行動主体とする実施計画とし、策定の主体も関係省庁連絡会議としたい。
- 産業界・労働団体や市民セクターの取組については、要すれば、「（各主体に）期待される役割」として記述してはどうか。（現在策定中の第四次環境基本計画と同様の整理。資料 2 - 1、6 ページ参照。）
- なお、計画の策定に当たっては、様々な主体の参加を旨とする SAICM の考え方を踏まえ、本政策対話、パブリックコメント等により、各主体の意見を反映させることとしたい。

II. SAICM国内実施計画の構成案及び盛り込むべき事項について(案)

ゴシック：構成案

明朝：盛り込むべき事項案

第1章 はじめに

1. 国内実施計画策定の経緯

- ・ 国際的な経緯（WSSD2020年目標、SAICMの策定経緯等）
- ・ 我が国におけるSAICMに関する取組状況の概観（第三次環境基本計画でのSAICM関連記述、化審法改正、化管法PRTR制度見直しなど）
- ・ 具体的な策定作業の経緯

2. 計画策定までの手続き

- ・ 関係主体が参加した「化学物質と環境に関する政策対話」における議論やパブリックコメントを踏まえる等、ステークホルダーの参加を重視
- ・ 第四次環境基本計画及びPOPs条約国内実施計画（現在改定作業中）との関係

3. この計画が扱う範囲について

- ・ 対象分野の範囲、時間軸（2020年まで）等

第2章 我が国の状況

1. 化学物質管理のための法令及び法規制以外の仕組み

- ・ 関係法令、関係各府省の所管等を記述

2. 化学物質の管理に係る取組状況と課題

(1) リスクの評価

▶ 関係省庁で実施するリスク評価：

工業化学物質 JAPANチャレンジプログラム（官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム）や改正化審法に基づくリスク評価（工業化学物質）等について、現状を整理。

農薬 農薬の審査・環境リスク評価の実施、水産動植物への被害防止や水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定方法の改善等及びこれら基準の設定について、現状を整理。

労働安全衛生法に基づく取組

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく取組

- ▶ 前提としてのばく露情報の収集：化学物質環境実態調査、大気・水質・土壌のモニタリング・実測調査、濃度予測モデルの高度化、PRTRによる排出データのばく露評価への活用、労働環境に係るばく露評価について、現状を整理。

- ▶ 手法の高度化：内分泌かく乱作用に係る取組（EXTEND2010、OECDの取組への参加、厚生労働科学研究等）、定量的構造活性相関（QSAR）・トキシコゲノミクス等の新たな手法（厚生労働科学研究等）、農薬の環境リスク評価手法の開発等につ

いて、現状を整理。

➤ 今後の課題：

WSSD2020年目標の達成に向けて、ばく露情報の収集・活用、手法の高度化等によるリスク評価のより一層の加速化、化学物質及び化学物質を使用した製品のライフサイクルにわたる環境リスクの最小化に向けて評価手法の更なる高度化が必要。

(2) リスクの管理

- 製造・使用段階：化審法、農薬取締法、労働安全衛生法、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律等の施行状況
- 排出段階：PRTR制度、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法等の施行状況。事業者による自主的な取組の状況（レスポンシブル・ケア、有害大気汚染物質に係る自主的取組等）
- 廃棄段階：廃棄物処理法、PCB廃棄物特別措置法、循環型社会形成推進基本計画による有害物質に係る取組の状況
- 非意図的生成物の管理：ダイオキシン類対策特別措置法等の施行状況
- 汚染地の管理：土壌汚染対策法による有害化学物質に係る取組の状況
- 地方公共団体における取組：法の着実な施行、地域の状況に応じた条例の制定・施行、地域を対象とした普及啓発及びリスクコミュニケーションの推進に係る取組の状況
- 今後の課題：WSSD2020年目標の達成に向けて、各種の取組を一層効率的、効果的に運用。法の円滑な施行及び事業者による自主的な取組を一層推進。関係法令・制度間の連携を強化。

(3) 安全・安心の一層の確保

- リスクコミュニケーションの推進状況（国による取組（化学物質と環境円卓会議、化学物質アドバイザー、GHS、MSDS等）、地方公共団体による取組（普及啓発、地域に応じた取組））、社会における認識の状況（内閣府世論調査、2010年6月）
- 未説明の問題への対応：内分泌かく乱作用に係る取組、ナノ材料に係る取組、子どもの健康と環境に関する調査（エコチル調査・厚生労働科学研究）などの各種の取組の状況。
- 今後の課題：国民の不安に対処するため、環境リスクに関する情報提供、リスクコミュニケーション等の一層の推進。

(4) 国際的な課題への対応

- WSSD2020年目標に向けた各種の取組。SAICMへの対応と国内実施の状況。POPs条約の履行状況。水銀条約交渉への参加。GHSへの対応状況。OECD等における取組への参加状況。
- 国際協力の展開：東アジアPOPsモニタリング、域内各国との対話・協力、ODA等
- 今後の課題：SAICMに沿って、国際的な観点に立った化学物質管理への一層の取組、

アジア諸国との協力の推進による各国の能力向上の促進

第3章 具体的な施策の展開 国内実施計画の戦略

1. 基本的考え方

目標

(第四次環境基本計画の重点分野「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」の「中長期的な目標」を踏まえて設定。労働安全衛生等、環境基本計画に含まれない分野の目標については適宜追加。)

WSSD2020年目標の達成

「包括的な化学物質対策」の確立と推進

影響を受ける側の視点に立った対策、ライフサイクル全体を考慮した対策や、未解明の問題等への対応を含め、様々な手法を組み合わせた包括的な化学物質対策の確立、推進。

様々な主体によるリスク低減のための行動

国際協力・国際協調の一層の推進

実施主体の連携

国内実施計画の実施主体である 国と、化学物質対策に関連する 地方公共団体、国民、NGO/NPO、労働団体及び 事業者間の連携の必要性。連携強化のため、各実施主体に期待される取組。

2. 具体的な取組事項

科学的なリスク評価の推進

- 改正化審法によるリスク評価。そのための手法の高度化。
- 農薬取締法による農薬の評価。そのための手法の高度化。
- 労働安全衛生法によるリスク評価。
- 非意図的に生成される物質、環境への排出経路や人へのばく露経路が明らかでない物質等、既存の関係法令ではカバーできない化学物質の評価。生成機構等が未解明な化学物質の評価。そのための手法の高度化。
- 有害大気汚染物質の環境目標値設定及びそのための手法の高度化。水質の環境基準及び指針値の見直し。

ライフサイクル全体のリスクの削減

- 化審法、農薬取締法による製造・輸入・使用規制
- 労働安全衛生法による規制
- 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律による規制
- PRTR 法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法（公共用水域及び地下水）、廃棄物処理法に基づく対策
- PCB 特措法、土壌汚染対策法等に基づく有害化学物質の処理や汚染土壌対策等
- 循環型社会形成基本計画を踏まえた製品製造段階からの環境配慮設計の更なる推進、有機フッ素化合物、臭素系難燃剤等含有製品の適正な取扱や適正な廃棄物処理に向

けた代替及び選別手法や必要な措置の検討

- 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、労働安全衛生法等に基づく事故時の措置
- 事業者による有害化学物質の使用・排出の促進（いわゆるグリーンケミストリー、クリーナープロダクション、代替技術・代替品の開発・導入等を含む）

未説明の問題への対応

- 子どもの健康と環境に関する調査（エコチル調査・厚生労働科学研究等）
- 内分泌かく乱作用による人の健康及び生態系への影響に係る取組（EXTEND2010による取組への参加、厚生労働科学研究、OECDの取組への参加等）
- 化学物質の複合影響に係る取組、化学物質が生態系に与える影響に係る取組（機構解明、評価手法の高度化等）
- ナノ材料に係る取組（OECDの取組への参加、その他関係府省による取組等）

安全・安心の一層の増進

- 化学物質環境実態調査、有害大気汚染物質等のモニタリング・環境調査
- PRTR データのばく露評価等への活用
- リスクコミュニケーションの一層の推進（情報提供、人材育成）、表示・データベース等による情報提供・情報共有
- 労働安全衛生に関する情報の共有化の推進
- 家庭用品の試買調査・モニター報告

国際協力・国際協調の推進

- SAICMへの対応。SAICM国内実施計画の策定・実施による、各省が連携した取組の推進。
- POPs条約、ロッテルダム条約、バーゼル条約の遵守
- 水銀条約国際交渉への貢献、国内担保措置の検討・実施
- OECDの取組への参加
- 子どもの健康と環境に係る国際連携の推進
- アジア地域の各国との対話・協力の一層の推進

今後検討すべき課題

- ナノ材料及びナノ物質（再掲）
- 化学物質の複合影響に係る取組、化学物質が生態系に与える影響に係る取組（機構解明、評価手法の高度化等）（再掲）
- 製品中化学物質
- 電気電子製品のライフサイクルにおける有害物質 等

第4章 国内実施計画の実施状況の点検と改定

- 必要に応じて、関係省庁連絡会議において実施状況を点検し、結果を公表。
- SAICMの見直しや、国内の関連する計画の改定、その他環境の状況や社会経済の変化等に対応し、必要に応じて、関係省庁連絡会議において改定。

付属資料

1. POPs条約国内実施計画 改訂版
2. SAICM 国内実施計画の関係主体一覧

(参考) POPs 条約国内実施計画の点検・改定について

- ・ 残留性有機汚染物質 (POPs) に関するストックホルム条約 (以下「POPs 条約」という。) に基づく国内実施計画 (平成 17 年 6 月、地球環境保全に関する関係閣僚会議) については、一昨年の 8 月に条約の対象物質が追加されたことから、条約の規定により 2 年以内 (本年 8 月まで) に国内実施計画を改定し、条約事務局に通報する必要がある。
- ・ 他方、SAICM 包括方針戦略 (OPS) の第 22 パラグラフは、「SAICM 国内実施計画は、…、適切な場合には、既存の…行動計画…を考慮し策定することができる。」と規定されている。
- ・ このため、昨年 6 月の第 8 回 SAICM 関係省庁連絡会議は、「SAICM 国内実施計画に、POPs に係る施策については POPs 条約国内実施計画において規定する旨を明記するとともに、SAICM 国内実施計画の策定作業と並行して POPs 条約国内実施計画の点検・改定作業を進め」ることについて合意済みであり、POPs 国内実施計画の点検・改定については、POPs 条約関係省庁連絡会議の枠組みで別途作業中。
- ・ また、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく「ダイオキシン排出削減計画」の枠組みにより、別途作業中。